

総務常任委員会会議録

令和2年2月20日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和2年3月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(2月20日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のための出席者	1
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	8
付託事件審査(3)	9
付託事件審査(4)	9
付託事件審査(5)	14
付託事件審査(6)	20
審査終了	21

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年2月20日（木曜日） 午前9時58分
場 所 議事堂 委員会室

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第21号 宮古市債権管理条例
- (2) 議案第18号 宮古市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第19号 宮古市役所の支所及び出張所条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第20号 宮古市地域自治区条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第22号 宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第23号 宮古市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副委員長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1) ～ (2)

総 務 部 長 伊 藤 孝 雄 君	総 務 課 長 中 嶋 巧 君
副 主 幹 兼 吉 濱 賢 寿 君 行 政 係 長	

(3)

企 画 部 長 松 下 寛 君	田 老 総 合 事 務 長 所	前 田 正 浩 君
副 主 幹 兼 鳥 居 裕 司 君 域 振 興 係 長		

(4)

企 画 部 長	松 下 寛 君	企 画 課 長	多 田 康 君
企 画 課 主 幹 兼 長 企 画 調 整 係	三 上 巧 君	企 画 課 任 主	佐 藤 洋 平 君
田 老 總 合 事 務 長 所	前 田 正 浩 君	副 主 幹 兼 長 域 振 興 係	鳥 居 裕 司 君
新 里 總 合 事 務 長 所	蒲 野 栄 樹 君	副 主 幹 兼 長 域 振 興 係	小 山 田 克 彦 君
川 井 總 合 事 務 長 所	田 代 英 輝 君	副 主 幹 兼 長 域 振 興 係	中 村 和 春 君

(5)

企 画 部 長	松 下 寛 君	復 興 推 進 課 長	岩 間 健 君
拠 点 施 設 推 進 室 長	齊 藤 清 志 君		

(6)

企 画 部 長	松 下 寛 君	秘 書 広 報 課 長	木 村 剛 君
広 報 係 長	畠 山 善 徳 君		

議 会 事 務 局 出 席 者

事 務 局 長	菊 地 俊 二	次 長	松 橋 かおる
---------	---------	-----	---------

開 会

午前9時58分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。定刻若干早いですけれども、おそろいですので始めさせていただきます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会します。本日の案件は、付託事件審査6件、説明事項1件、協議事項1件となります。議事進行に協力をよろしくお願いいたします。

○

付託事件審査（1） 議案第21号 宮古市債権管理条例

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので、省略いたします。議案第21号、宮古市債権管理条例を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。まず最初にお伺いをしたいわけですが、議案第21号宮古市債権管理条例。これは新たに条例を制定しようとするものだというふうに思います。従来は、こういった条例を制定しないで、市の債権管理を行ってきたというふうに思います。そこで、新たに条例を制定して、市道債権管理をしていこうと、条例の制定目的は第1条に書いてありますけれども、この条例制定に至った、条例制定をしようとするその背景というかね、今までも当然この条例がなくても、当然それぞれの担当課のほうで債権管理、地方税のいわば滞納、督促。こういったものがやられてきたというふうに思いますが、ここのですね、新たに条例を制定して、管理をしていかなきゃならない。ここの背景というか理由についてまずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） はい、竹花議員のご質問でございますが、今までも、各所管課で適正に管理してきたものと思いますが、これからですね、地方財政厳しくなる中で、やはり債権というのは確実に回収していかなきゃならないと思っております。その中で我々総務課のほうではですね。1年かけて所管課を集めていろいろ課題等の協議してまいりました。その中でやはり例えば、基本となる条例がないことで、全職員の中で事務を進めていく中で、少し共通認識がないところがあったのも見受けられましたので、我々とすれば、この条例を制定することによりまして、市としてのきちんとした基準を定めて、そして全職員が共通認識持って法令に基づいた債権回収に取り組んでいくということでございます。いろいろ協議の中ではございましたが、その中で、総務課としてほんじゃそのきちんとした市としての債権管理条例をつくっていったほうがいいんじゃないかと。これは他の自治体も我々調査しました。そしたらやっぱりこれからの財政状況が厳しくなる中で、債権を回収できないでそれがどんどんたまっていくという自治体が多くなっている中で、やはり我々宮古市としてもこれに取り組んでいかなきゃならないということでございます。県内では制定しているのは、14市の中では、一関市がつくってございます。以上でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 県内の自治体でもこうして条例を制定してきているという動きについては私も承知をいたしております。今中嶋課長のほうからはきちんとした基準を設けて、債権管理について、共通認識を持っていく必要があると。そのことによって、滞納なり、そういったものについてきちんと処理をしていこうという趣旨だというふうに理解をいたしました。ここで二つ目ですが、この条例規定の中で、従来、行ってきた処理。

それぞれ所管課の中で、これは今まではこういった処理とかそういったものはしてこなかったんだけど新たにここをきちんと基準なりに設けて、取り組んでいこうと。そういった点とか、あるいは項目というのが、特にありますか。そこら辺は従来の取り扱いと違った点が、特にここについては、従来とまた違った点ですよ、というところがあるか、ないか。そこら辺はどうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 債権につきましては二つ大きいのがあります。公債権というのと、私債権の大きい二つがございます。公債権とは、こちらの条例に書いてある強制徴収公債権というのがあるんですが、これは議員さんもご存じのとおり、地方税法に基づいて滞納処分ができる、裁判所を経ないでできるというところが、私債権につきましては、実はこれは裁判所とか、そういった部分、例えば滞納が発生した場合は裁判所経由しなければならないとか、いろんなところがあつてですね。そこを各課はクリアしていかなきゃならないという部分もございますので、条例の中で、まず、やっていかなきゃならないのは台帳の整備というのが5条ですか、ございます。これは、各所管課は当然台帳を持って債務者については、管理してございます。それに基づいて滞納が発生した場合はそれに基づいて処理していくと。ただ、我々とすれば、所管課を確認したところ台帳に記載する項目が全部統一はされていなかったという部分があるので、これはやっぱり市としてきちっと統一しました。なぜ統一するかというのは、これがまずあつて、これから、例えば滞納が発生した場合、債務者が発生した場合のときに、これが基本になって強制執行するとか、そういった法的措置もとっていかなきゃならない。それも踏まえてこの台帳整備が大事であろうということでございます。あと第10条以降ですか、非強制徴収公債権、私債権の部分のところを、そこから挙げてございますが、これについては地方自治法施行令との規定に基づいて記載しております。条例なんで地方自治法施行令を記載しているのかということでございますが、我々はやはり法令にきちんと則って、事務処理をしようという部分で、改めてですね、この条例にも記載しましょうと。いう部分でございます。あとはやっぱり私債権については、不明者。死亡したとか、行方不明になったとかあとは当然我々所管課その管理をしながら債権の回収に努めているんですが、どうしても解消ができないというのが出てきます。そうなっていくと、これをそのままにしておくですね。やっぱり事務が滞ってしまうということがございますので、それも必要なと、あとは福祉的配慮も必要なと。回収ができない部分もありますのでそういった部分のところを、この辺に盛り込んでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで債権の内容について、ちょっと理解を深める意味で確認の意味を含めてお伺いをいたしますが、第2条で、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権と三つの区分がされております。今、中嶋課長がおっしゃった私債権。この中身は何かということですが、私の理解は、一つは水道料金あるいは学校給食費、それから公営住宅の家賃、こういったものが私債権に当たるというふうに私は理解をしているんですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋課長。

○総務課長（中嶋 巧君） そのとおりでございます。いろいろあるんですが、うちのほうで関与したのは住宅使用料、奨学資金貸付金とか、今おっしゃったような学校給食費こういった部分が該当します。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで少しですね、21の3ページから21の4ページに免除規定があります。第15条。この規定の中で、当市の履行期限から10年を経過した後においては、損害賠償金等免除することができる、とこ

ういった規定があります。10年という、規定。これは何を根拠にして、10年となっておりますか。

○委員長（松本尚美君） 吉濱副主幹兼行政係長。

○副主幹兼行政係長（吉濱賢寿君） はい、10年という期間につきましては地方自治法施行令第171条の7、これに10年となっております、これより短く規定することはできないだろうということで、10年というふうに設定をいたしております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、ここは具体的に地方自治法の規定だと。民法等の規定ではなくて、地方自治法施行令の規定だと理解をいたしましたので、一応私は以上で終わります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ただ今、特に私的債権、私債権の問題についてですね。この間の議会の議論でも論議され、なおかつ、条例はなかったけれども、強制債権の取り立て措置をしてきている部分もあります。それで何かといいますと公営住宅家賃であります。今の市政の前のときにですね。ある意味県内のほかの市町村に先立って、滞納家賃についてはいわば訴訟で回収するということがありましたが、総務課長さんにお伺いしてもなかなかどうかなってという部分あるんですが、これは原課が管理することになりますんで、今問題にしているのは公営住宅家賃のことなんですが、それらも含めて、今こういう債権管理条例を整備しなければならない。宮古市としての言葉をかえますと、滞納ですよ。簡単に言うと、私債権に関して言えば、給食費にしても、住宅家賃にしても、それは決算上は滞納という形で我々に報告をいただいているとそういう理解があるんですが、ざっくりと、この滞納の1番大きいもの、あるいはここ数年に来て、著しくふえているもの、等についてはおわかりですか。

○委員長（松本尚美君） 吉濱副主幹兼行政係長。

○副主幹兼行政係長（吉濱賢寿君） まず私債権について、平成30年度末で1番多いもの。これは災害援護資金貸付金、これが1億4,034万6,000円ございます。2番目に多いのが奨学資金貸付金、1億3,343万364円。その次に、市営住宅家賃ということで9,469万3,977円ということとなっております。近年、大きな変動があったという部分では特に気になるところ、これちょっと今のところございません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） これもあくまでも債権管理条例という形でご提案されていますので、そういった意味では総務部長あるいはその課長に質問するのが果たして適切かどうかという思いを持ちながら、あえて聞くわけでありすけれども、この問題では条例にもありますけれども、その保証人に対して請求するという条項ございますが、例えば住宅入居に当たりましては、連帯保証人がいわば必要要件になっていると。逆に言うと、連帯保証人の見つからない方は、入居資格があっても通常はですよ。入れないと。あるいは諦めてしまうというふうな実態があるように私は記憶をしております。そこから今国がどういうふうな方向出したかといいますと、この災害公営住宅も含めて、公営住宅に入居に当たって入居申請者に保証人を困難な場合にはつけなくてもいい、という通達が国土交通省のほうから出るというふうになるわけでありまして、そうなったときに、債権管理という考え方からいっちゃうとですね。入居者が払えなくなった場合、じゃ誰が払うんだと連帯保証人はしたがってこの管理の条例のいわば適正執行を担保するためには、保証人は必要だという気持ちがどうしても出てくると思うんですがね。そこは具体的に個別に出ますけれども、生活が困窮する場合にはどうのこうのかですね。ちゃんとこの条例の中に盛り込まれてありますので、その中でフォローが可能なのかなと思うんで

すが、もっとざっくり言いますとね、なぜ国がそういう通達を出したのか。それに対応して、宮古市がそういうふうな対応に今後向かっていくべきだっていうのが私の認識なんですけども。こういう条例が出たことによって、いよいよですね。国の通達は通達と。個別にいわばそれは、対処していけばいいんだってというそういう姿もあらわれてくるような気がするんですよ。ここはですね、そういう意味で、部長、課長に質問するのはちょっと間違いかなという思いもありながら、この債権の条例の制定に伴ってですね、そういうやっぱり問題点もあらかじめ推測されますので、そこはこの条例にあるように、やっぱり市民生活の実態に即して、例えば、債務の免除が困難な場合には、なおかつ大事なことは、悪質でない場合。つまり資力があるのに、払わない。このことのためにですね、債権条例がやっぱり適切に執行されるとつまり非強制債権的な措置も含めてですよ。そういうものとして機能するものと理解したんですが、そういう理解でよろしいですかね。

○委員長（松本尚美君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） 市営住宅の入居にかかわる保証人の部分でございますけれども、これについては確かに、都市整備部の方の取り扱いによれば、保証人はできるだけつけていただくように、努力していただくというのはそのとおりだと思いますけれども、先ほど田中議員さんお話のとおり、国のほうからの話もあったようでございまして、それは、絶対条件ではないのではないかとというふうに私は考えているところでございまして、保証人をつけていただくというのは、できるだけ努力はしていただくわけですが、そのことのみによって住宅に入居できないというようなことではないというふうに私は捉えております。それでそういった住宅の取り扱い、これまでも適正にやってきたわけでございますけれども、そのことと今回の条例とが直接的にリンクするものではない。これまでもきちんとやってきた部分はきちんとしてやってきた部分で、今回の条例については、少し解釈が各部各課によって少し統一的でない部分もあったり、あるいは先ほど課長が申し上げましたとおり、規則と様式とあるいは運用等で少しふぞろいの部分もあるので、そこら辺を統一して、きちんと管理していこうという思いでご提案したものでございます

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そういった意味ではあくまでもその地方自治体の本旨は、住民福祉。地域住民の福祉の向上のためにさまざまな憲法上の規定も含めてありますので、それとの今おっしゃったその債権管理との関連ではですね。これは具体的、個別にどうするかということがあるかと思っておりますので、そういう際に、今までは各課でばらばらだったのですね。ある意味この条例化に伴って、市民から見ると公正なやっぱり債権の対応が期待できるとそういうものを目的としてやっぱり制定されるというふうに私は理解しますので、そういった意味では今の部長の答弁を踏まえてですね。そういうことだというふうに確認をしたいと思っております。なおかつ、それぞれの原課におきましては十分に国のそういうふうな、やっぱり通達の意図も含めてですね。あくまでも住民の福祉の向上に結びつくような努力もあわせてお願いしたいということを申し上げ終わります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） これは多分、冒頭中嶋課長のほうからもお話がありましたが、職員のいわば認識の共有を図り、そういった意味からすればここは多分きちっとされていると思うんですけども、第2条に規定をする強制徴収公債権それから非強制徴収公債権、私債権、このね、区分けをやっぱりしっかり意識をしていかないと。つまり強制徴収なのか、強制執行なのかということにかかわってくる問題なわけですよ。このいわば公債の区分をしっかりと職員皆さんが理解をしていかないと次の手続きにかかわってくる。ここ間違っちゃうと、さまざまな問題が起きてくる可能性がある。例えば下水道料金は、ここはさっき言った水道料金

をした私債権だけでも、ちょっと私も調べてみましたらば、下水道については強制徴収公債権に当たる。これは何かという裁判所の最高裁判例でそうになっているから、なんだそうですね。だから同じように、下水道と水道似たような形だけでも実際は区分けが違ってくる。こうした問題もね、ちょっと見るとありますので、こここのところは、多分それぞれ所管課の中できちっと区分けをされているというふうに思いますけれども、こここのところはやっぱりしっかりと、どれがどの公債に当たるのかというところはですね、注意をして処理をしていただくと。そのことだけを申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 中嶋課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 竹花委員おっしゃった部分は我々この1年間かけて所管課集めてやった中では全ての課は認識してございます。田中議員がおっしゃったように、やはり債権もさまざまございましてそれぞれの個別法に基づいて、対応していくという部分がございますので、そこについても、この条例ができればですね。所管課は例えば要領なり要綱なりをつくってきちっと適正に執行していくという部分だと思っております。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。じゃなければ私のほうから。いいですか。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） 確認なんですけれども、この台帳つくることが明記されてますね。今までもそれぞれの所管課で台帳は当然あった。この債権管理にかかわる共通認識が今回限りなく統一して、対応していきたいということの条例制定だということなんですけれども。この台帳は共有されてなかったということですか、それとも共有していたということでしょうか。

○副委員長（木村 誠君） 中嶋課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 共有してました。ただ例えば我々からすれば例えば今回のを台帳に記載する項目一つのは、総務課のほうとすれば、このくらいの項目が必要だろうっていうのがあったんですが、そん中で、充足してる課もあったし、少しその項目が欠けている部分もございましたので、やっぱりこれは同じ必要な項目は項目として様式として記載しましょうと。いうことでございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員長（松本尚美君） はい、わかりました。この台帳にそれぞれの例えばAさんという方が、例えば、税ですね。税の滞納もある。市税のですね。それから、保険税含めてですね、料金、私債の部分もある。トータルとして台帳に記載をされて管理をしていくと。これを、この台帳に基づいてその債権回収、要するに滞納対応していくというのは、それぞればらばらでもとやるということですか。それとも税務担当なりそこが一元的にやっていくということでしょうか。恐らく優先度があると思うんですね。強制の部分が1番なのかもしれませんが、この宮古市に限らず県税があれば県もかかわってきますし、国税にかかわってくれば国税もかかわってくるわけですね。いち早く債務というか、滞納者にどう対応するかっていうのが、よくあることかどうかわかってとわかんないんですけれども。私の経験上、ある会社がですね。これ事業者でしたけれども、宮古ではないんですけれども、倒産したと言ったときにですね。宮古までですね、仙台の税務署がですね、いち早く来るんですね。恐らくその会社、事業者の所在地に、においてはですね、それぞれ自治体の部分もあったかもしれないですね、恐らくあったと思いますね。非常に対応に問題があって国税が優先する。直接税はね、最優先だっていう雰囲気の話もしてるんですけれども。ここら辺この台帳が統一することによって、より一元的に進んでそして早く回収ができるっていう体制がさらに強まるということになるんでしょうか。対外的な部分も含めてです。

○副委員長（木村 誠君） 中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋 巧君） 条例の中に第8条に情報の利用っていうのがございます。松本委員がおっしゃったように、現在では、その滞納してる部分、税も含めてさまざまな使用料等も含めてですね。現在市の中で中心的な役割を持っているのは今の税務課になってございます。そこで、当然市税、あるいは保育料とかいろいろ滞納してる方の部分のところは、個人情報保護条例の中の範囲の中で、関係機関が共有している部分がございます。ですから今後ですね、その管理についてもやっぱり当然税務課の部分のところは中心になって台帳に載せる必要項目については、当然個人情報保護条例の範囲の中です、情報利用してこの台帳の中に記載していく。いうことになると思います。国税とかなってくるとまたここも私ちょっと詳しいところはわからないんですが、当然その国税が優先して次が、っていう順番はあるようでございますが、私もそこをちょっと詳しくないんでちょっとそこは勘弁してください。

○副委員長（木村 誠君） 吉濱副主幹兼行政係長。

○副主幹兼行政係長（吉濱賢寿君） それでは、今のご説明で少しだけ補足させていただきますけれども、税の情報については条文のほうにありますとおり国税通則法とか地方税法とか、これについては徴税吏員でなければ使えない情報でありますので、これは個人情報保護条例に、ひっかかってくる部分なんです、税務課以外の職員が簡単に見れるものではございませんので、あくまでもこの法の範囲内で利用できる情報は利用して進めていこうというものでございます。

○委員長（松本尚美君） はい。わかりました。

○委員長（松本尚美君） あとございますか。

〔「ないです。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければこれで質疑を終わります。

これから議案第21号に対する討論を行います、討論ございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、直ちにお諮りします。議案第21号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第21号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（2） 議案第18号 宮古市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第18号、宮古市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第18号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第18号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第18号は原案可決すべきものと決定しました。
説明員の入れかえを行います。

〔説明員入替〕

○

付託事件審査（３） 議案第19号 宮古市役所の支所及び出張所条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第19号、宮古市役所の支所及び出張所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、これで質疑を終わります。これから議案第19号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第19号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第19号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（４） 議案第20号 宮古市地域自治区条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第20号、宮古市地域自治区条例の一部を改正する条例を議題といたします。審議に入る前に松下企画部長より本議案に関する補足資料の配付と説明の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

はい、それでは松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） おはようございます。企画部でございます。議案の審議に先立ちまして、過日、地域協議会、地域創造基金の今後についての提言ということで、議会からご提言をいただいております。その対応状況についてご説明をした後に議案の審議ということでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） はい、おはようございます。貴重なお時間ちょうだいいたしましたので、私のほうからご説明させていただきます。それでは配付いたしました資料でございます。

地域協議会・地域創造基金の今後についての提言に係る対応状況についてということで、既に考え方につきましては12月の委員会でご説明をしたところでございます。それに対するご指摘とかご意見をちょうだいいたしまして提言内容に関する受けとめを整理してくれというようなお話だったかと思っておりますので、今回整理をして持ってまいったところでございます。表紙をおめくりいただきまして資料のほうをお開きいただきたいと思います。6月21日付けで、議会より提言をいただいていた項目についてその対応状況、考え方について簡単にまとめてございます。地域協議会に関するご提言につきましては、九つ、ございました。順にお話をしたいと思っております。

まず第1点でございます。新たな組織は、地域課題の解決、地域振興、活性化に取り組むべしというような

ご提言でございました。このことの受けとめにつきましては当方では組織については自治法に基づく地域協議会を5年間継続することといたしております。提言を参考にいたしまして地域自治区条例の意見聴取事項に地域振興に関することを追加いたしました。そのほかにも地域自治区間の交流の促進に関することを追加して、本議会に提案をいたしているところでございます。

それから2点目でございます。既存の町内会、自治会、諸団体と連携することというような提言内容でございました。この件に関しましては、地域の実情に応じた活動が求められているところでございます。今後も連携を深めるほか協議会委員への登用も進めたいというように考えてございます。

それから3点目でございます。受動的ではなく能動的、自主的、主体的に活動すべしというような提案内容でございました。このことに関しても、おっしゃるとおりでございまして、これまでも地域交通であるとか、各地域協議会においては地域課題の検討などを深めてきたところでございます。地域自治区条例の意見聴取事項に地域振興に関することを今回追加させていただきました。このことによって組織での地域課題の提起、解決を促してまいりたい。それから、さらなる自主性の向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから4点目、提言内容はNPO法人等の団体としてはどうかというようなお話でございました。ここから以降4点ぐらいは密接に関連する事項でございますけれども、事業受託等による法人化については望ましい方向と考えてございます。事務局体制の充実も含め今後の継続検討といたしたいというふうに考えてございまして、地域自治を進める上ではこういう展開も必要であるというふうに受けとめてございます。

それから5点目でございます。運営活動費は、基本的に収益事業、会費、協賛金等で賄うべきというようなご提言内容でございました。このことに関しては当面は条例で定める地域協議会と継続して実施団体とすることとしております。項目4とあわせて今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから6点目でございます。若者女性の参加しやすい運営に努めることというような提言内容でございました。これもご指摘のとおりでございまして、現在もそれに沿って進めているところでございますけれども、引き続き、若年層であるとか、女性の参画に努めて組織の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

それから7点目、地域協議会に専従職員を配置してはどうか。ただし専従職員配置を裏づける財源の見通しがつくまでの間、企画課及び総合事務所職員の支援も可とするというような内容でございました。この件に関しましては現行も、そういう体制で進めているところでございます。上の項目とあわせて今後の体制の充実については引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから8番目の提言でございます。活動へは、旧市町村単位とするということでございます。これもこのとおりでございまして、旧市町村単位を主として運営をしてまいります。今後基金事業の合同審査会、それから各地域間の交流などにより情報共有や地域間連携を図り、より一層活発な組織としたいというふうに考えてございます。地域の自立性、それから独自性を生かすのはもちろんでございますが、地域間の交流を図りながら市全体としての一体感も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから9番目でございます。市は新たな組織による地域コミュニティ形成と、地域住民による地域振興活性化を推進し、安定して組織運営の財源確保を図るため、公共施設の指定管理事務委託等を検討すること、というような提言内容でございました。この件に関しましては、今回の地域自治区条例のうち意見聴取事項に地域振興に関することを追加いたしました。今後も地域住民による地域振興、活性化を推進したいと考えてございます。ご提言による、新たな組織化につきましては、先ほどのNPO法人化も含めて今後も継続して検討

してまいりたいというふうに考えてございます。

それから最後地域創造基金に関する提言でございます。市は、地域創造基金を廃止する場合は、それに替わる地域振興、活性化に資する予算を確保すべしということで当面5年間というような提言内容だったと思います。この件に関しましては、地域自治区の5年継続をもくろんでございますので、5年間、活動するための地域創造基金の財源を確保して、基金を継続することとして現在考えているところでございます。新年度予算案においても7,760万飛び3,000円ほどの基金積立金を現在提案させていただいておるところでございます。以上12月に説明が足りなかった部分のご説明を申し上げたところでございます。

○委員長（松本尚美君） はい、議会提案にかかわる対応についての説明をいただきました。それでは、どうでしょうか。議案に関する質疑がございますか。田中委員。

○委員長（田中 尚君） 我々議会側の提言に対して丁寧な説明いただいたというふうに理解をしたいわけですが、私たちがいろいろ先進地も視察もして、こういう形の提言にまとめた大きなポイントは何かということになりますと、従来の地域協議会に変わりうる、やっぱり自主的な住民のいわば受け皿としての組織ですね。それはできればやっぱりNPO法人が望ましいだろうということが一つの流れであります。なおかつ、NPO法人である以上は自治体にどういう形で財政的な依存するというのがあるんですが、その方法とすれば、例えばその委託費という形でその法人の活動資金を恒常的に担保できるんじゃないかということだったわけですが、いずれも今後継続検討というふうになっております。ですから、議会がこういう提言に対して、少なくとも同じ方向を、認識では、ですよ。方向なのか、そうでないのか。これでは見えないんですよ。そういう意味でちょっとそこだけ私はちょっと気になって回答をいただいておりますので、今後継続するというふうな回答ではですね。やはり踏み込みが足りないのかなという思いを持ちながら、聞いておりますので、いずれあくまでも検討課題だというのであれば、答弁の必要がないわけでありまして、なおかつ踏み込んで補足的な説明があればお願いしたいと以上です。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） ご提言内容はしっかり受けとめたつもりでございます。方向として同じところを向いているんだと思いますが、ご指摘のとおりそのNPO法人化を図るとか、それから施設を運営するとか、委託を受けるとかという体制をつくり上げるためには、相応の時間がかかるというふうに考えてございます。地域でもっている施設とかそういうものは今ほとんどが指定管理が張りついているところでございますので、そういうものの事業期間もございます。それからあとは地域によっては新しい交通体系を模索しているような地区もございますので、そういうものを運営できるような組織として育ていけばいいなというふうな考えを持ってございますので、多分方向性としては同じ方を向いているのではないかなというふうには考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） まず最初に、条例の関係についてちょっと意見も申し上げながら考え方をお伺いしたいというふうに思っております。それは何かというと、20の1ページの地域協議会からの意見聴取事項というね。これ表現になるかどうかという問題なんです。つまり、何を言いたいかということ、ややもすると地域協議会という組織は市からのさまざまな諮問等に対する意見を受けるとというのが、これまでの地域協議会の受けとめ方なんです。我々が議会として本来地域協議会を設置すべきだと、そこに賛成したのは、合併によってやっぱりさまざまな地域が特に周辺地域が疲弊をしていくかもしれない。そのために、そうした地域協議会を

つくって、今度新たに設ける地域振興とかね、地域として、どうした方向を目指すべきなのか。こうした意見をしっかりと市に届ける役割が必要だろう。こういう意味合いを持って地域協議会が組織をされた。私はそういった理解をしているわけです。しかし現実には、ここの意見聴取事項に盛られている役割を果たせばいいということで、どっちかってやっぱり受け身的な受けとめ方が合併以降、年数が経過すればするほど、ある意味で地域協議会の活動が問われるような状況も生まれてきたというふうに私は見ているわけです。

そこで、この意見聴取っていうね、表現自体がいいかとかっていうと。私はもう少しやっぱり今度新たに地域づくり協議会であるわけですが、協議会自体がやっぱりしっかり、自分たちの中で自主的な活動も含めてしっかりと行政なり、地域のあり方について提言、提起をしていくという役割を意識させるような部分が必要ではないのかな。そういう意味ちょっと私はこの意見聴取事項という表現がね。あくまで、これでいくとやっぱりこれは、意見・聴取ではない。意見聴取なので、どっちかって言えば、やっぱり市からの、「これについて意見をいただけませんか。」と、こういう役割に落ちていく可能性があるんじゃないか。そういう意図は多分ないというふうに私は思ってますけれども、だとすればやっぱりそこをしっかりと私はやっぱり新たに地域づくりになるわけですが、そこの中にやっぱりそういう自主的な活動についてもね、しっかり受けとめますよ。したがって地域でさまざまなそういった地域振興なり地域づくり活動について、どんどん意見をあげてほしいという格好を、私はやっぱり地域協議会皆さんにも伝えて欲しい。あるいは伝えていくべきではないか。このように思うわけですが、どうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） ただいまの竹花委員の意見、まことにごもつともだと思います。私どもは今後やっぱりそういうような相互の意見の交換といいますか、そういうところでもって取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） ちょっと私はこの意見聴取という文言にはちょっと違和感っていうか、どうなのかなという思いを、これまでもしてきたし。ここは変わらないことになってますので、ぜひそこはですね。5年間、延長されるわけですから、その点も含めてですね、地域づくり協議会の皆さんとそこはしっかりと一つわかってほしいというふうに思います。それから委員長。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員長（竹花邦彦君） 創造基金について、こちらは予算にかかわってくる。問題なのでここで聞いていいかどうか、ちょっと私もあれだなと思ってるんですが、どうでしょう。予算委員会の中で、創造基金の関係については議論すべきだというのであれば、私は避けたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） そのとおりだと思います。西村委員。

○委員長（西村昭二君） 改正後の方の2の第3条第2項、委員12人になってましたけれども、10人から12人にふえるっていうことは、いろんな意見が聞けるっていうところもあって、すごい期待はしていますが、各地域の今現在の地域協議会の委員の方々とのお話の中で、任期が今まで2年であって、そして当初、目的としていた考えから段々再任できなくて、新たな人が選任されてどんどん意識が薄くなって、呼ばれてきてるっていうところが、非常に目立った意見交換もしてきました。それで、市の考えは委員をふやしたっていうのは恐らくいろんな意見を聞いて幅広く活動をしていただくことだと私は思っておりますが、やっぱり役員さん委員さんの任期っていうのは2年で定めているのか。できれば意識の高い方にももちろんやってもらうのはいいんで

すけれども、継続をしてですね。これをやっていただいて、そしてやっていかないと、5年間は基金は継続しますよっていうんですが、要は言い方が悪いんですけど要は5年の生命っていう考え方で活動してもらわないと。また5年後にですね、同じ問題が発生すると思います。それで先ほども田中委員のほうからもありましたけれども、やはり5年後はNPO目指すっていう考え方で自主的に活動できる集団。集団って言ったらあれですけど、委員をですね、選任していただいて活動して欲しいなと思うんですけども、その辺のところでは何かあればお願いします。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） まず委員の選任のことについてちょっとお話をしたいと思います。今回条例の方は10人から12ということでもふやしたわけです。ただそれが4地域に一律12人になるかといえばそうではなくて、12人になるところもあれば10人のところもあるというふうに考えてございます。それは地域の実情に応じた選任がなされるべきであろうというふうに考えてございます。これの検討段階においても、10人でいけそうな地区もあれば、12人いないと構成できないような地区もございましたので、今回12人以上ということにさせていただきました。それから再任とかの問題でございますが、一応市の宮古市審議会等の設置及び運営等に関する規程では再任をいたずらに長くしないようにとか、いろんな制限がかかっているわけでございますが、今回の条例の趣旨もその地域づくりに関する議論をしていただくという趣旨でございますので、形骸化するとか硬直化することを避けられるのであれば、再任は認めていってもいいのではないかなというふうに考えてございましてそれは何で判断するかといえば、それは地域の実情に応じて判断されるべきというふうに考えてございますので、活発な議論を促しながら将来的なその法人化の方向性ですとか、事業で自立を目指すとか、そういうものの議論が深まっていけばいいなというふうに考えていることでございます。

○委員長（松本尚美君） 他にございますか。じゃなければ、私も。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 先ほど田中委員それから今竹花委員そして西村委員からも、今後の部分っていうことも含めてですね、お話がありましたけれども、私もですね、あり方として、まず、今後検討っていうのはね、全体的に検討なんですけれども、やっぱり主体的な組織そういった主体的に事業ですね、何らかの事業やはり大きい小さいは別にしてもですね。地域地域に課題、共通の部分も当然ありますし、やはり地域の特性という部分もありますし、またその地域にいらっしゃる方々の中でも、やっぱり参画をして、そして、事業なりですねそういったものを進めていきたい、それぞれ思いはあってまたプレーヤーとしてですね実際に頑張っている人たちもいるわけですね。ですから、地域協議会のあり方の基本的なところが今回は継続しながらですね。次なる展開を目指すということですけども、やはり、竹花委員も言ったようにですね、やっぱり何らかの事業ですね。しっかりとつくり、つくってですね。そして、実施していく。そして継続的にですね、それを担保するですね、財源も含めてですね、やっぱり早くですね。この5年後っていうこの再スタートの部分ではなくても、再々スタートの部分ではなくてもですね。この期間の間であってもですね、やっぱり変えていく必要があるんじゃないかな。これは4地域共通でなくてもいいと思うんです。私はですね。だから、やっぱりそうやって積極的に事業展開する体制が整うところをですね、やっぱり先発的にでもいいですから、この枠の中、条例にこの地域づくり協議会の範囲の中でなくてもいいですから、やはり進めていく必要があるんじゃないか。同じスタートラインにね。立つまでということになるとですね、やっぱりいかがかなという。やはり先行してやるやれるところはですね、どんどんどんどん特化してやっていくということも私は必要なのではないかなと

いうふうに思いますが、その辺もあわせて、ぜひ進めていただきたいというのは意見なんですけれども、何かコメントがあればいただければ。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） はい、おっしゃるとおりだと思います。地域事情に合わせた活動であるべきだというふうに考えてございますので、今回の条例はあくまでもその外枠だけを決めるということだと思ってございます。各地域それぞれの地域課題を解決するための活動がどんどん活発になればいいなと思ってございます。現実的にその地域課題をとらえて活動している兆しも今見えてございますので、そういうものの事業化をしておっしゃるとおり諮問に関して答申をする、提言をするだけでなく、みずからが実施者としてプレーヤーとして活動していけるような団体になっていけばいいのかなというふうに我々も考えてございますのでしっかりそこは応援してまいりたいと考えてございます。

○委員（松本尚美君） 終わります。

○委員長（松本尚美君） あと、ほかになければ、いいですか。ないようですので、これで質疑を終わります。議案第20号に対する討論を行います、討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第20号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第20号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（５） 議案第22号 宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは次に、議案第22号、宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。審議に入る前に松下企画部長より本議案に関する補足説明資料の配布と説明の申し出がありましたのでこれを許可いたします。それでは、松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 企画部復興推進課の説明でございます。ただいま皆様のお手元に市民交流センターのワークデスクですけど、あらましそれから配置のスペースをあらわした資料をお配りいたしました。まずこれを説明してから議案審議ということでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。説明は復興推進課長が行います。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） それでは審査当日になりましたけども、市民交流センターのほうのワークデスク設置についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

今回提案いたしました議案、条例の改正案にかかわる背景ということでお配りいたしました。このたび市民交流センターにワークデスクを設置して、市民活動団体、グループ等の活動を支援したいと考えております。設置の目的についてでございますけれども、1番のところですが、これまで、さまざまな皆さんにご利用いただいておりますけども、市民活動、団体グループ等から、また会議やセミナー等の前後に資料作成を市民交流センター内で行うとかですね、さまざまな利用が見受けられますパソコン等を持参して作業する場所が欲し

いという声も寄せられております。これらの場所を設置することによりまして、市民活動の活発化と施設の利用促進を図りたいと考えたものでございます。

設置の時期でございますが、供用開始の時期でございますが、この4月1日からと考えております。場所につきましては、裏面をごらんいただきたいと思っております。市民交流センター1階の配置図でございますけれども、線路側っていいですか。宮古駅側のほうの防災プラザの一角の柱と柱の間のスパンのところにも5席を用意したいと考えております。ワークデスクというものについては、考え方は個人型のブースになりまして、パーティション、エンドパネル、サイドパネルを机の上に組み立てたものを置いて電源を備えるということで、今でも交流センターには交流プラザですとか、4人がけのテーブルがたくさんございますけれども、不特定多数の方が利用するそういうスペースとの利用区分、境界を設けることで、占用利用ができる机を設けるということでございます。1時間当たりの使用料については100円ということで、条例の改正をしながら附属設備使用料ということで徴したいと考えております。

なお、この条例を提案するに当たりまして、先行事例として、釜石市のT E T T Oという文化会館の隣にあります。釜石情報交流センターのワークスペース下には白黒でございますが、そのイメージを記載しております。私ども職員が視察を以前しました福島の須賀川の市民交流センターの学習ルームそのほかに、神奈川県大和市ですとかですね、そういうところの事例を参考にして今回組み立てをしております。こちらについては4月1日からということで条例改正を認められましたらば、準備を進めたいと考えております。以上、条例改正案についての補足ということで説明させていただきました。審査の方よろしく願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑のある方いらっしゃいますか。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 中身を理解いたしました。私はワークデスクっていうのは、普通のテーブルと何が違うのかなというふうに思って、そこに100円とるのかな、とっておりましたが、今の課長の話聞いて理解をいたしました。そこでですね、きょうの資料にありますように、個人ブース型だと。パーティションやパネル区分けを設けるのだと。当然、そういった形を考えてるんだらうというふうに思うんですが、その区分けのいわばどういう区分けを考えているか。なぜかという、つまり、ここはある意味ではオープンスペースとして今使っているわけですので、いわば不特定多数の方がそこを利用でき、自由にね、出入りできる状況になるのか。つまりお金がとられるよ、ということがわからないで、ここ作業できるようねという形で、いわば使われる可能性があるのか、ないのか。そこのところをね、ちょっとどうなのかなというふうに思ってますので、当然、ここを使う場合はさっきも言ったようにお金を取るわけですから、きちっと申請をして取るんだらうと。いうことになると、一般の方々が不特定多数の方が出入りできるとなるとね、ちょっと管理上どうなのかなということをお聞きしますのでその区分けの仕方、考え方、どういう形を考えているか、だけをお聞きしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） お答えいたします。竹花委員のご懸念のとおり、ご心配いただいたとおり、私どもも当初を設置場所について、候補を挙げながら考えました。今のところがメリットがあるところは非常にオープンスペースで電源もとりやすいということで、準備が容易にできるっていうことはまず一つございますけれども、事務所から離れているという心配がございました。このワークデスクのつくり方としまして、天板デスクを用意し、そこに仕切りを設ける。120cm幅でございますけれども、その机を置くだけではなくて、例えばベルトパーティションとか、つい立てとかを置き、サインを表示してですね。ここを利用する場合は事

務所に一声かけてください、というようなきちっとしたサインを設けながら、事務所に誘導したいと思ってますし、センター職員の巡回の中でもそのようなことを強化してまいりたいと思います。いずれ机とパーテーションを置くだけでなく、ここがそのスペースであると、デスクが5つあるスペースであるというエリア分けを現場的に準備をしていきたいと考えております。あとはですねもう一つ、利用している最中には、今このブースは使用中ですよという表示をさりげなく、しっかりこちらのほうの仕様に基づいて、表示をすることによって、その他高校生とか、ほかの利用の方々に対しても、それを促すような表示も心がけていきたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 議案でいくと1台100円ですよね。つまりそうするとここには5台設置をする。つまり5台一緒に使う場合もあれば、1台だけを使用する場合もある。今の話しだと多分ね1台ごとにこれ区分するってお話。いわば、1台に100円とるわけだから、何ていうかね。そこの1人の人が、明確に区分をすることがいいかどうかという。これもね使い勝手の悪さがあるので、ここが非常に5台まで100円というならわかるんだけど、1台100円となるという場合に、変な話ですが、誰もいなければ2台使える。3台使える。極端に言えば5台使える。そういったことだってね、でもそれはチェックできない。だからそういった意味では、むしろ黙って、これは申請ものでもあるけれども、1回に別々の方が5台を使う場合もあるだろうし、一団体の人が使う場合もあるだろうし、そこら辺の管理上の問題はどうか考えていますか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） この考え方はですね。一つの机例えばABCDEというふうに、さらに表示なり例えばということで表示をしつつ、今、Aは使用中である、Cは使用中である、Dは空いているという表示をすることによって、事務所で1人の方が申し込みをして100円をお支払い、納付していただいた方がまた別のところをフラットにを使って、自由に使ってるってということがないように、こちらのほうの説明とかセンター職員の巡回の中で、管理していきたいというふうに考えております。これについては釜石の情報交流センターについても同様の施設でございまして、利用者の声の一つとして非常に強かったのは、やはり占用で集中して電源を使いながらする作業スペースということで、一つの机に2人3人に座ってにぎやかに活発に議論をするという場所ではない。というイメージで要望もいただいております中で、そのように区分けをしっかりとセンター職員の巡回の中で、管理をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） はい、今、岩間課長のほうからもいろんな声がありましたっていうんですけど、具体的にどういう方々の声が多かったですか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 事務所に寄せられた声、または市長への手紙等も含めましてですね、やはり市民活動している方の声がございました。実際にパソコン持ち込んだけども、例えばよくよく見るとですねトイレ周りですとか、いろんな部屋の柱周りにちょっとコンセントはあるんですが、そこはちょっと堂々と使えない、私どもとしてもそういうものをふんだんに用意しているわけではないので、本当に申しわけございません電源とれる場所がございませんという中で、いや私たちはいろんな場面で急遽来て作業したり、いろいろレポートを書いたり、会議の資料を作ったりっていうのがあるので、有料でもいいので、ぜひそういう占用区画が欲しいという声が市民活動団体のメンバーさんから複数寄せられておりました。なお、この施設供用開始する

前からも、やはり先行施設を私どもも何カ所か視察してまいりましたが、そういうスペースがあって利用されてるなっていうのは感じ取ってきた中で、実際供用を開始した後にそういうニーズが出てきたので、今回の条例改正ということで手続に踏み込んだところでございます。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） はい、わかりました。いや実は私もですね。今の交流スペースの中で、パソコン持ってね、仕事している人がいて、たまたま知り合いだったんですけども。今世の中の情勢で、その方はちょっと保険会社の方だったんですけど、事務所がどんどん撤退してですね、盛岡とかのほうから毎日営業に来てますと、それでそこで事務所がないので、この交流スペース使ってパソコンで仕事してるんです。見積もりつくってるんですけどいう方がいたんです。それで、その方からもそういう話を聞いて、いろんな商社の事務所もなくなったり、あとは、道路もよくなって宮古に営業に来るっていう営業マンの方が使っているのも見てるんですよ。なので、非常にいいことだなって思ったんですけども、コンセントを要は使いたいわけですよ。なので、いろんなそのお金を払わないで使う方がいるかもしれないというリスクも多分あると思うので、恐らくねコンセントが欲しいだけだと思うんですよ。ノートパソコンとかそういうものの。スマホの充電とかタブレットの充電とかもですね。なので、逆にお金を払わないと電気が通らないような、要は自動販売機じゃないけど、何かそういうのを考えて見てもいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） ざっくばらんに申し上げますと、夕方になると中高生たくさんいらっしゃいます。土日も含めてですね。私どもが1番管理上、この1年半悩んできたのがいろんなゲーム機、スマホも持ってきて多目的トイレに入り込んで、充電したり和室の柱からこっそりとして私たちの目を盗んでやったり、本当に多くございます。本当にそれに応えられるとか優しい気持ちで「いいよ、いいよ。どんどん充電していいよ。」っていうに言いたいところなんですけど、それと相まってっていうかその反面、やっぱり堂々と「コンセントを使わせてください」というのに対して答えられないくらい、あちらこちらにないもんですから、今回のそういう市民活動ということで、高校生・中学生のための充電器ではなく、いろんな活動されてる方々の支援をする中で交流センターを利用する団体さんグループさんをふやしていきたいですし、使い勝手がいい施設として運用したいなという思いで占用区画をつくることによって、高校生さんは逆に言えばお金を払えば充電できるけど、私たちはできないんだなという。本当にもうざっくばらんにしゃべれば、抑止力といますか。そういう部分もあるべきかなっていうのは、私は非常に思いながら1年半過ごしてまいりました。今回は有料ということで踏み込ませていただきますが、釜石さんの事例もお聞きした中で、やはりしっかり周知して作業できるということで、釜石の場合は中高生もテスト期間中に利用するそうです。100円払って。50円払って。それは非常に喜ばれているという声も聞いてまいりましたので。まず、運用しながら、いろんな声を聞いてみたいなと思っております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私なりの表現をしますとね、当然今説明を伺うまでは、竹花委員もおっしゃってましたが、今ある高校生が非常に多い。中高生がですね。ふだんは。そっから金をとるのかよという受けとめをしたったんですが、そうじゃないというお話を今賜りました。だとすると、しかし一方においては、やっぱりそういう高校生の方の利用を排除するものではないという施設に理解しますけどもね。だとするならばですよ。私は主に一般の方を対象にするのであれば、100円という料金設定がね、どうなのかと。逆に思いますよね。つま

り事務所を設けるよりは、宮古の交流センターに来てやればね、営業活動がばんばんできるっていうのであれば、安すぎはしないかと。逆に。ですからここはね、つまり高校生、つまり宮古市は教育立市を標榜していますので、そういう意味で、多分今の状況はですね。非常に高校生の皆さんに喜ばれている、そういう施設になっていると思っています。あの状況を見ても、したがって、料金設定に当たってはですね、そこは二つ区分を設けて、いいんじゃないかと。一般と高校生と、一般は例えば料金で仮に100円が妥当とすれば、その倍にするとか、3倍にするとかっていうこともですね、私は検討してほしいなど、いうふうに思うんですが、提案されてますんでね。いずれ交流センターできて以降、いろいろ皆さん利用者の声にこたえて逐次こう改善している実績もありますので、そこはどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 今100円というの安い高い。もっと取ったらという意見については、実は、ほかの今供用している部屋がございます。会議室、多目的ホール、運動スタジオ、和室で一番安い部屋が実は和室の小さい方の価格が300円という設定でございます。おおむね会議室は1時間当たり400円前後ということで今料金設定しております。例えば、2、3人またはグループさんで3、4人の利用の方が一斉に部屋を使った場合にはその部屋を借りると思いますが、たった1人なんだけど和室を借りるのに300円を払うのは大変だなんていう中での料金設定の加減が、ほぼ100円かなっていうのが一つあります。もう一つ根拠として釜石の情報交流センターにつきましては、センター条例の中で、大人200円、高校生以下100円で設定しております。ただし、あそこは指定管理施設でございまして、指定管理者の方が大人100円、高校生以下50円という設定をされているようです。ただし、釜石の場合は部屋の中に入っただけのワークデスクです。私どもはちょっとオープンスペースでございましたので、私どもは直営をしている中では、まずは100円という設定をさせていただいて、将来的な業務委託ですとか、指定管理の部分で検討する中で、やはりあるべき姿っていうのを今後、利用者の声を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） あと提案にはない部分でありますけれども、あそこはLED照明ということなんです、ちょっと気になるのは、結構天井が高いものですから、照明位置から、それぞれのデスクで交流されてる。あるいは本読んでいたりしている。ちょっと手元が暗いっていう印象がするんですが、照明的にルクス調査をして、例えばその視力に影響が出るようなね、状況だったすれば、例えば今電源なんです、やっぱりあそこそれぞれのデスクにスタンドが使えるようにしなきゃならない。そういった意味では、そもそも、ああいうこの私の表現するとですね、交流デスクですよ。交流デスクに電源がないっていうのはね、これもちょっときつい言葉で表現させていただきますと、設計ミスですね、という思いがありますので、ちょっとそこはね。現時点で照明については問題がないという判断なのか、ちょっと参考までに教えてください。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 設置場所を検討するに当たりまして、やはりさまざま候補がございました。そう多くはございません。やはり余りにもデッドスペースになると管理が行き届かないという部分と使い勝手の部分、あとは太陽光が入りすぎて大変だなどという部分がございます。そんな中で防災プラザの一角を選んだのはそこにしっかりと照明灯がありますので、そういう照度についてはまず心配ないだろうという部分と、あとは北側には向いてありますがガラス面に近いところで昼間も含め、非常にいい場所ではないかなということで選定いたしました。ただ今ご指摘ありましたとおり、やっぱりルクスっていいですかその照度に関しては、

利用者の方の使い勝手という意味では非常に大切な基本的な要因ですので。再度確認をしながら準備を進めてまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） また、関連ですか。田中委員。

○委員（田中 尚君） 簡単に言うと、交流デスクっていう表現してますけれども、私なりに。ですからワークデスクの方はさておいて、一定の方向出てるんですが、まず交流デスクに関して、意見を述べさせていただきますと、あるべき姿ですよ。やっぱり高校生だって当然交流デスクの部分で電源ほしいよね。いうことを今言った場合にその照明が仮に問題になったとすると、そこはスタンドが使えるようにすればね。解決する話なんですよ。それ誰が設置するか。当然市のほうの対応になるかもしれませんが。そこでワークデスクのほうなんですけども。今旧警察署の方については、一方においては地方創生センターということで、これからどういふような整備を図られていくのかっていう話が出ておりますけれども、そっちのほうにこういうね、ワークデスク的な部分を。市役所に来たついででやるから便利だって部分はあるかもしれませんが、住み分けっていう部分もですね。もしかしたらそれで皆さん、利用者の皆さんが納得してもらえるのであれば、そういう方法の方が二重、追加投資にならないよね。なおかつ、必要なものであれば、やっぱり追加投資は惜しまないということもですね。私はしっかり対応すべきだと申し上げて終わります。

○委員長（松本尚美君） はい、ほかにございますか。工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 先ほど岩間課長のほうから高校生が学校終わると使って、利用がすごいなと思うんですけども、困った点としてスマートフォンとかいろんなものの電源を勝手に使っているというお話をお聞きしたときに、やっぱりこのとおり条例としてワークデスクって決めるのであれば、高校生、一般も使用する方にも電源を使うときには、1時間例えば50円いただきます、みたいな、ここの部分を使えますみたいな表示をしたほうが、この際はいいいんではないかなと考えたんですが、いかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） ご提案、ありがとうございます。そのようにさせていただきます。なおちょっと補足になりますけれども、突然ですね宮古以外の遠方から来た方がですね。携帯電話、スマホちょっと充電切れたみたいなのが、まもあるんですね。そのときにいやあそこの柱のコンセントどうぞっていうのがどうしてもほかの利用者から見てちょっとあれなので、こういう仕組みがある中でご利用いただけますが100円ですがっていうのが案内できるのかなというのちょっと心の中で思って、準備したいな思っていますが、はい高校生、不特定多数の皆さんにそういう区画ができたということについては周知をしてまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） あと、ないですね。ないようですのでこれで質疑を終わります。

これから議案第22号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第22号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（６）議案第23号 宮古市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に議案第23号、宮古市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。竹花委員

○委員（竹花邦彦君） この改正条例については、本会議では交付要綱の改正に伴うものだという説明がございました。そこで本来その交付要綱改正の趣旨がなぜ、従来は8分の1だったものが6分の1になったのか。そこからもしわかればですね、お聞かせいただきたい。

○委員長（松本尚美君） 木村秘書広報課長。

○秘書広報課長（木村 剛君） お答えいたします。これは国のですね、無線システム普及支援事業費等補助金の交付要綱が3月に改正されることから、今回改正をするものです。今回の改正内容につきましては、携帯を整備する事業者、参画事業者が1社の場合でありますと、国の補助が2分の1、複数社ある場合には、国の補助が3分の2になります。これに伴って1社の場合、国が2分の1、市が3分の1、事業者が6分の1の負担を持って事業を行います。複数社の場合には、国が3分の2、市が9分の2、事業者が9分の1を持って行きます。令和2年度にKDD Iさん1社で、和井内5番地区で事業を整備する意向がありますことから、事業者の負担が6分の1になるということでございます。なお、これまでの補助の補助率等割合については、整備世帯が100世帯以上の場合には2分の1、100世帯未満の場合には3分の2の国の補助がありました。これに伴って100世帯以上の場合には国が2分の1、市が3分の1、事業者が6分の1。100世帯未満の場合には、国が3分の2、市が9分の2、事業者が9分の1ということございました。宮古市の実績としましては100世帯未満の実績しかありませんでしたので、9分の1だったので条例の改正をすることなくやってきたという実態がございます。なぜ、もともと8分の1になっているのかということにつきましては、平成18年度条例制定当時、国庫補助がございましたが、このときには事業費は5,000万以上とかですね、なければ補助対象ならなかったと。一方でここ携帯電話の鉄塔の普及が進まないということで、国のほうでは、過疎債あるいは辺地債を使って、整備をできますよと。そのときに、事業費に対して、起債を8分の7、事業者が8分の1の負担を持って行ってくださいということがございましたので、それを受けて条例を制定して、おるものがございます。その上で当時ですね、平成18年度と19年度に事業は行われたという経過がございます。以上です。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 私も実はですね、この整備に伴う国の補助率がもしかすると変わるのかな。そういう思いがあったのでちょっと聞きました。そうすると具体的にその補助率の関係そのものは、従来どおりだという理解を今説明したわけですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 木村秘書広報課長。

○秘書広報課長（木村 剛君） 補助率の考え方につきましては、そのとおりでございます。ですので、当時100世帯以上、100世帯未満の補助が出るときに、要綱改正を行っておくべきだったのかもと思います。実態がなかったんで、そのままこれを直さないで、今までできて事業ができていたということで、今回の改正に合わせて、条例を見直すというものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員

○委員（竹花邦彦君） そうすると今回の議案の条例の一部改正に伴って、いわば、次の質問を考えていたのは実際あるの、ないのという話を聞こうと思っていたわけですが、さっきこれは改めてさっき和井内云々という話がありましたが、あるとすれば何基あるのかなのか、どうなのかそこにちょっと改めて確認をいたします。

○委員長（松本尚美君） 木村秘書広報課長。

○秘書広報課長（木村 剛君） 令和2年度当初予算に計上しておりますけれども、和井内の5番の戸塚と岩穴の2カ所になりますけれども、そこでKDDIさんが鉄塔を建てたいという意向がございましたので、宮古市が事業主体となって整備をする予定としております。

○委員長（松本尚美君） いいですか。ほかにございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので質疑を終わります。

議案第23号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第23号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第23号は原案可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。2月26日の本会議における議案第18号から議案第23号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午前11時25分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美